

シンポジウム「医療 ADR(裁判外紛争処理)の実践と可能性」開催 当事者らによる自立的な 紛争解決手段に注目

医療 ADR(Alternative Dispute Resolution)とは、裁判以外の方法で医療事故紛争の解決を図るものである。近年、医療事故紛争を契機とした訴訟が激増するなか、紛争当事者らによる自立的な紛争解決手段として注目が集まっている。

医療界において ADR はどのように根付いていくのか。2007(平成19)年1月13日、早稲田大学(東京都新宿区)において、同大学紛争交渉研究所が主催するシンポジウム「医療 ADR(裁判外紛争処理)の実践と可能性」が開催された。

第1部では、さまざまな医療 ADR の取り組みが紹介された。西口元氏(千葉地方裁判所判事)は、裁判に近い形の ADR モデルとして千葉県において準備中の「医療紛争センター(仮称)」を紹介。続く小沢忠彦氏(茨城県医師会)は、不可避事例や誤解による医療事故など、いわゆるグレーゾーン事案の審議を行なう県医師会による「茨城県医療問題中立処理委員会」の活動を解説した。

中西淑美氏(大阪大学講師)は、米国メリーランド州にあるジョンズホプキンスホスピタルで行なわれている医療 ADR を紹介。同院では、患者側と医療者側の“対話”を実現する「医療メディエーション」的な調停が導入され実績をあげている。中西氏は、すでに日本医療機能評価機構などにおいて、この医療メディエーションの教育・普及に努めてきており、これを病院内に導入することこそが、患者-医療者の信頼関係を再構築し、ひい

ては不毛な医療事故裁判を回避することにつながると述べた。

最後に林里都子氏(新田塚医療福祉センター)は、医療メディエーションを医療安全部から組織全体へ広げて実践し、成果をあげている同院の事例を示した。このなかで医療メディエーション導入後に苦情・クレームが訴訟に発展するケースが減少したことをデータをあげて解説した。

第2部では、和田仁孝氏(早稲田大学大学院法務研究科教授、同紛争交渉研究所所長)から、わが国の新しい医療 ADR の構築に向けて、「医療事故紛争処理センターの設置」「院内メディエーターの配置」「医療機関連携型 ADR(対話調停センター)の設置」の3つの提言がなされた。

「医療事故紛争処理センター」は、立法化により医療事故紛争を処理する第三者機関として全国に設置されることを想定したもので、「医療機関連携型 ADR」とは、個別の医療機関と連携・契約して、医療メディエーションを中心とした医療 ADR を提供するものである。

第3部では、これからの医療 ADR のあり方をテーマにパネルディスカッションが行なわれた。

早稲田大学紛争交渉研究所は、今後も同様のシンポジウムを開催予定(詳細は医療コンフリクト・マネジメント研究会ウェブサイト <http://www.conflict-management.jp/>)。

●藤本浩喜